

司法修習生の給費制を直ちに復活させることを再度求める会長声明

平成25年9月10日、平成25年度司法試験の結果が発表され、2049名が合格した。これらの者の大半が第67期司法修習生として、本年11月より全国各地の実務修習地にて司法修習を始めることとなっている。

司法修習生の給費制については、法曹養成制度検討会議における議論が終了し、新たに法曹養成制度改革顧問会議が設立され、同会議にて改正等について検討されることとなっているが、現時点で給費制復活に向けた具体的な提案等はなく、誠に遺憾ながら、第65期、第66期に続き、第67期司法修習生についても貸与制のまま司法修習が開始されることが確実な状況である。

当会では、かねてから、司法修習生への修習専念義務が課された状態で、給与制から貸与制に移行することについては、司法修習生に対し無収入状態での生活を強いることとなり、ひいては修習専念義務が形骸化すること等に強い懸念を有しており、貸与制の導入以前から2010年5月22日には『司法修習生に対する給費制の存続を求める決議』を、2011年6月29日には『司法修習専念義務の重要性に鑑み「給費制」の維持を求める会長声明』等を公表し、貸与制導入後も2012年8月31日に『司法修習費用の給費制復活を求める会長声明』を公表するなど、給費制の維持・復活を一貫して主張しており、上記も含め、これまでに6回もの決議・声明等を公表している。

また、日本弁護士連合会が第66期司法修習生を対象に行ったアンケート結果を見ても、回答者のうち80.7パーセントの者が修習費用の貸与を受けており、司法修習を行う上で、「経済的不安がある」又は「やや不安がある」と回答した修習生も全体の69.3パーセントに上っている。そればかりか、司法修習生になることを辞退しようと考えた司法修習生が回答者の18.9パーセントとなっているが、そのうち68.9パーセントが、貸与制に移行したことによる経済的問題を、辞退検討の理由としている。このように、貸与制への移行は、司法修習生に対して多大なる経済的な不安を与えており、当会が『司法修習専念義務の重要性に鑑み「給費制」の維持を求める会長声明』等において懸念した、経済的理由が司法修習専念義務に多大なる悪影響を与えるという実態が、すでに生じてしまっていることは明らかである。

これまで再三述べているように、司法修習生の給費制は直ちに復活されるべきであるが、職務専念義務を果たせないことによる司法修習生の質の低下、ひいては国民の法曹界への信頼の低下を避けるためにも、新たな司法修習が始まろうとしている現在の時点で、直ちに給費制は復活されるべく、改めて求めるものである。

2013（平成25年）年11月6日

佐賀県弁護士会会長

桑原貴洋